

別紙

諮問第939号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私にかかる〇〇教員の服務事故について（報告）に関する全ての文書」の開示を求める本件開示請求に対し、実施機関である東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が令和3年9月14日付けで行った対象保有個人情報に係る本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

なお、実施機関は、「〇年〇月〇日付〇〇第〇号『教職員の服務事故について（報告）』」も本件対象保有個人情報として特定し、一部開示決定を行っているが、当該決定については本件審査請求の対象外である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年2月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年3月23日に実施機関から理由説明書を、同年5月9日に審査請求人から意見書を収受し、令和5年5月30日（第235回第一部会）から同年12月19日（第241回第一部会）まで、7回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

(ア) 教職員の服務事故に係る事務について

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定。）の規定により、校長がその事故に係る状況報告書を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて都教委へ状況報告書を提出し、区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者である都教委へ報告する必要があると判断したものについて、状況報告書を提出することとなっている。

体罰事故の場合の状況報告書（以下「事故報告書」という。）には、「『学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領』の制定について」（平成8年8月5日付8教人職第311号。以下「要領」という。）三（一）の規定等に基づき、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、当該事故の被害者である児童生徒及び関係者の氏名等のほか、事故発生の日時、場所、発生時の状況、区市町村教育委員会及び学校の対応措置、区市町村教育委員会の所見等の事項を記載することとなっている。また、任命権者である都教委は、要領四（一）の規定等に基づき、事故報告書の内容を基に、事故者、監督者、関係者等への事情聴取を行うこととなっている。

この点、審査会事務局をして都教委に確認させたところ、服務事故の内容を調査した上で懲戒処分等の判断をするに当たり、事実解明の一助とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）21条等に規定する教育委員会の職務権限として、事故者や関係者等から事故に関する状況を聴取しつつ、あわせて事実関係に関する弁明を聴くための事情聴取も実施し、その内容について事情聴取書を作成しているとのことであった。

なお、都教委は、事情聴取書等を基に認定した事故事実を踏まえ、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。教職員の非違行為に対する処分等のうち、懲戒処分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）29条の規定に基づき行われるもので、戒告、減給、停職又は免職の処分がある。措置は、非違行為の程度が懲戒処分には至らない場合に、将来の行動を戒めるために行われるもので、文書訓告又は口頭注意の措置がある。非違行為の程度が懲戒処分にも措置にも相当しない軽微なものである場合は、指導の対象とされている。

（イ）審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人を被害者とする服務事故（以下「当該服務事故」という。）に関する事情聴取書（以下「本件文書1」という。）及び当該服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書（以下「本件文書2」という。）の全体を審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、本件文書1及び2の全ての部分について、条例16条2号及び6号のいずれにも該当するとして、本件非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件非開示決定の取消しを求めているため、審査会は、本件非開示決定の妥当性について検討する。

イ 本件非開示決定の妥当性について

本件文書1は、当該服務事故を起こした事故者（以下「本件事故者」という。）に対して実施された事情聴取の記録であり、また、本件文書2は、本件事故者の監督責任を問うものとして監督者に対して実施された事情聴取の記録である。これらの記録は、要領の規定等を踏まえると、都教委による当該服務事故の内容の把握と被聴取者の身分取扱い上の処遇及び事実関係に関する弁明を聴くための機会を含めた対応のために作成されているものであることが窺える。かかる本件文書1及び2の作成目的にも照らして審査会が見分したところ、当該記録には、被聴取者に告知された事項や事情聴取を実施した日時、場所等の情報の他、被聴取者の認識や見解等を含む供述内容が詳細に記載されていることが確認され

た。

これらの情報は、被聴取者の弁明に係る固有の情報というべきである内心の状況が読み取れる供述を直接聴取しこれを具体的に記載した事項を含んでいることから、その全体が開示されると、今後、同種の服務事故が発生した場合に、被聴取者が本人しか知り得ない事故の事実や事情に関する供述を行う上で、供述内容が事故の関係者に開示されることを予期し、自身が不利になる事項を意図的に差し控えようとしたり、本来求められている内容の供述を回避しようとしたりすることで、事情聴取等による正確な情報収集や事故事実の認定が困難となるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

このため、本件文書1及び2に記載された情報は、全体として条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環